

民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案、第8その他の2の法定後見の開始の要件及び効果等身体障害により意思疎通が著しく困難な人々の成年後見制度の利用に関して、何らかの規則を設けるべきかどうかを「引き続き検討する」という事項に対して、以下に、いくつかの視点から意見をまとめました。

自己決定権の尊重

成年後見制度は、本人の判断能力を補うためのものです。しかし、聴覚障害者の場合、判断能力がないわけではありません。コミュニケーション手段が異なるだけです。手話や筆談、読話など、多様なコミュニケーション方法を用いることで、意思疎通は十分に可能です。

したがって、周囲から聴覚障害があるだけで「意思疎通が著しく困難」と見なされ、安易に後見制度の利用を迫られるようなことがあってはなりません。本人の意思を最大限に尊重し、自己決定権を保障すべきです。

専門性の確保と教育の必要性

もし後見制度の利用が必要になった場合、後見人となる人には、聴覚障害に関する十分な理解と専門性が必要です。例えば、手話通訳者や聴覚障害者支援に

関する知識を持つ人が後見人となる、あるいは後見人がこれらの専門家と連携することを義務付けるなどの規律が必要です。

また、家庭裁判所の調査官や医師など、後見制度に関わるすべての人々に対して、聴覚障害に関する適切な教育を行うことも不可欠です。

コミュニケーション支援の明確化

制度の利用を検討する際には、まず本人の意思を正確に確認するためのコミュニケーション支援を義務付けるべきです。例えば、公的な場では、手話通訳者や要約筆記者が必ず配置されること、手話通訳費用を公的に負担することなどが規律として定められるべきです。これにより、「意思疎通が困難」という理由だけで後見制度が適用されることを防ぐことができます。

また、意思決定支援上においても同様のことが想定できます。

聴覚障害は、判断能力の欠如を意味するものではありません。成年後見制度を利用するかどうかは、本人の意思が最優先されるべきです。この点を踏まえ、聴覚障害者の自己決定権を保障し、適切なコミュニケーション支援と専門性を持つ後見人を確保するための具体的な規律を設けることが強く望まれます。

単に「検討する」ととどまるのではなく、具体的な制度設計を進めていくべきだ

と考えます。